



令和6年2月1日

## トピックス ～ 令和6年度税制改正大綱速報（続） ～

今回は、前回に引き続き、税制改正大綱の内2点についてご紹介します。  
詳しくは当事務所にお尋ねください。

### ● 所得税・個人住民税の定額減税

#### 【内容】

物価高対策として、令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、**所得税3万円・個人住民税1万円**が控除されます（年末までに扶養親族に異動があった場合には、年末調整により調整することになります）。

#### 【適用対象者】

合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は2,000万円以下）である者に限られます。

#### 【適用時期】

所得税の実施方法は、令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含む。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額から特別控除の額に相当する金額を控除します（控除する金額が控除前の源泉徴収税額を超える場合には、その控除前の源泉徴収税額が限度となります）。控除しきれない金額がある場合には、以後令和6年中に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から、順次控除します。給与等の支払者は、**支払明細書に控除した額を記載**することとなっています。また、給与等の支払者は、**源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載**することとなっています。

個人住民税の実施方法について、給与所得に係る特別徴収の場合には、特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払いをする際に特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際に毎月徴収します。地方公共団体から送られてくる個人住民税の特別徴収税額通知に特別控除の額を控除した後の個人住民税の額が記載されていますので、それに基づき**令和6年7月から令和7年5月まで給与等から控除**することとなります。また、特別徴収義務者は、令和6年分の**給与支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載**することとなっています。

#### 【その他】

事業所得者については、令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。

### ● 住宅ローン控除

子育て支援を進めるための政策として、**子育て特例対象個人**（個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者）が、認定住宅等の新築等をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、次のとおり借入限度額が通常よりも増額されます。

住宅の区分	借入限度額(適用なし)	借入限度額(適用あり)
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

さらに、床面積要件の緩和措置（通常の床面積要件は50㎡以上であるが、「年間1,000万円以下の所得」であれば「40㎡以上50㎡未満」の物件についても住宅ローン控除の対象となるというもの）について、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できるとされました。

年末調整、法定調書、償却資産税の申告等々、確定申告時期を目前に控えた繁忙期の前半戦が無事に終了しました。正月休暇をゆっくり目にとった反動で気ぜわしく、あっという間に2月を迎えています。朝の冷え込みが厳しい日々もありましたが、幸いにして、風邪やコロナに罹患することもなく、まずは元気に仕事をこなしております。もっとも、実務の大半は、先月号で紹介した職員の皆さんに「おんぶに抱っこ」状態ですので、小生はもっぱら調整役と連絡係に専念しております。先月の1月は前年以上に会合（新年会を含め）がありましたので、事務所で自席を温めるまでには至りませんでした。

さて、我が家の隣の空き地では、梅が早くも見ごろになっております。この4日は立春です。日中は小春日和という表現がぴったりの陽気になることでしょうか。もっとも、1カ月前の大きな地震により能登地方はまだまだ復興・再建どころではない、といった状態が続いております。ライフラインの要である水道が断水状態となっている地域が一向に解消せず、今もって3~4万世帯が生活の極度の不便（不安も重なり）を強いられております。災害ボランティアの活動もこれから活発になることが予想され、公助・共助とともに自助のきっかけになることを願うばかりです。直接的な支援以外に、ふるさと納税といった手段（被災した地域の自治体ではなく、近隣ないしは提携先の自治体が事務を代行しているようですので、事務負担増といった懸念は無いようです。）であってもそれなりの貢献になるかと思えますので、貧者の一灯よろしく、自分なりのスタイルで進めていければと考えております。

目を国外に転じてみますと、今年は異常なほど多くの国で選挙が目白押しとなっております。既に、台湾では総統選挙が行われ、三つ巴戦となりましたが、与党・民進党の頼清徳氏が当選を果たしております。習近平政権にとっては手痛い結果になったようです。武力による解放も辞さずという強硬姿勢は相変わらずですが、経済の後退が長期化する傾向の中ではプロパガンダの域を出ないのではと思われまます。とはいえ、国内の不満が強まれば、ガス抜きのために、敢えて挑発・火遊びといった手段は過去にもみられたように、大いにあり得ることですので、最大限の警戒・監視を怠ることが無いように注視していく必要があります。また、ロシアの大統領選挙でのプーチン氏に対する信任投票の結果も注目されます。得票率・得票数の結果如何ではウクライナ情勢にも影響が及ぶこと、必至でしょう。そして、何と言っても、ハイライトはアメリカの大統領選挙といえます。共和党ではトランプ氏の独走状態に歯止めがかからず、民主党のバイデン現職大統領との激しいせめぎあいが今秋から来年にかけて行われることになりそうです。何と言っても、歯痒いのは選挙結果がアメリカ一国に留まらず、全世界に深刻な影響が及ぶのが必至であり、自らは投票していない（できない）にも拘わらず、ストレートにその影響を被る理不尽さが何とも釈然としません。

一方、国内に於いても、政界では大荒れの様相を呈しております。積年の病弊という表現が適切かどうかはともかく、安倍派を筆頭にして政治資金の闇処理問題が露呈して、自民党内が風雲急を告げております。ここは徹底的に病巣を抉り取って、企業・団体献金を廃止するとともに、問題が発覚した際は会計責任者の尻尾切りではなく、政治家本人が責任を取る仕組みを制度化するまでに進展していくことが民主主義の再生に向けた一歩といえます。民間では、それが当たり前になっているのですから、政界においても、その仕組み作りが最低限のモラルといっても過言ではないと思う次第です。

暗い話題が多い中、スポーツ面では朗報が届き、癒される思いです。大相撲では横綱が踏ん張りましたし、また若手の台頭もあり、近い将来には日本人横綱の誕生が期待されるどころです。国籍は関係ないというものの、やはり日本の国技ですから日本人がその中心にいてほしいと願うのは小生だけではないでしょう。サッカーも頑張っています。アジア杯ではバーレーンに勝利しベスト8に進出しました！

## 《<sup>わかな</sup>和奏・<sup>りょうま</sup>遼真通信》

来年のちょうど今頃は受験シーズン真っ只中にあるであろう和奏は、先月大学入学共通テストの実際の問題に挑戦したそうです。志望校や受験科目などはまだ定まっていないものの、学校や塾での雰囲気からさすがに以前よりは受験という意識が高まっているようです。

一方の遼真も、残り2ヶ月となった小学校生活では卒業・進学へ向けた活動も増えていくようです。来週にはこの春入学する中学校へ出向いてのスクールランチ試食会があり、再来週は最後の校外学習で、犬山市のリトルワールドへ出かけるそうです。楽しい思い出作りとなること願っております。

